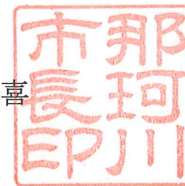


地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 46 第 1 項の規定により認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための当該不動産に係る同条第 2 項の公告を求める旨の申請があり、当該申請について相当と認めたので、同項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 11 月 16 日

那珂川市長 武末 茂喜



記

1 認可地縁団体に関する事項

- (1) 名称 片縄今池区自治会
- (2) 区域 那珂川市那片縄北 5 丁目 8 番 1 号から 18 番 9 号までの区域
- (3) 主たる事務所の所在地 那珂川市片縄北 5 丁目 17 番 14 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地

(2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	12.48 m ²	那珂川市片縄北 5 丁目 694 番 313

(3) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

- 氏名又は名称 ①江上 泰
②安陪 博
③末松 佳富美

- 住 所 ①那珂川町大字片縄 694 番 79 (当時) (那珂川市片縄北 5 丁目 16 番 3 号)
②那珂川町大字片縄 694 番 27 (当時) (那珂川市片縄北 5 丁目 14 番 1 号)
③那珂川町大字片縄 694 番 4 (当時) (那珂川市片縄北 5 丁目 17 番 22 号)

3 異議を申し述べることができる者の範囲

- (1) 表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 所有権を有することを疎明する者

4 異議を申し述べることができる期間及び方法

(1) 期間 令和 5年 11月 16日から令和 6年 2月 15日まで

(2) 方法 地方自治法施行規則第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類（住民票の写し等）を那珂川市総務課に提出してください。

※申出書は那珂川市総務課及び那珂川市ホームページから取得できます。

※異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。